

第2章 協働事業の進め方について

～市民と行政が協働を実践するために～

1 協働事業の導入について

現在、行政が直接行っている事業であっても、市民協働で行うことによって、より柔軟で市民ニーズにあった質の高いサービスを提供できる場合があります。また、「安心・安全で、夢のある、明るい志木市」を実現するためには、「行政主導型の行政運営」から市民と行政が対等な立場で考え、市民活動団体などとともに公共サービスを担っていく「協働型の行政運営」に移行することが求められています。

(1) 協働にふさわしい主な事業

- ・ 行政が実施するよりも市民の持つ特性が発揮できる事業
- ・ 市民の創意と工夫が活かせる事業
- ・ 行財政的な効果が期待できる事業など

(2) 市が直接行うべき主な業務

- ・ 公権力の行使
- ・ 法令上、行政が実施すべきとされている業務
- ・ 市としての最終的な判断など

2 協働事業の形態

市民と行政との協働は、行政における政策形成過程となる事業の企画立案段階から事業の実施段階、更には事業終了後の評価まで、さまざまな段階での協働があります。事業形態には、次のようなものがあります。

〔企画・立案段階協働〕

(1) 企画立案・計画策定への参画

- ・ 新たな政策や計画の立案、策定にあたり、市民の持つ専門的な知識や経験、情報等を活かして、審議会等に参加したり、パブリック・コメントを通じて意見や提案をもらう形態です。

例) 総合振興計画、地域福祉計画などの策定に係る各委員会など

(2) 行政事業の検証への参加

- ・ 事務事業の見直しや改善などの分析評価作業等に市民が参加して意見や提案をもらう形態です。

〔事業実施段階協働〕

(1) 事業協力

- ・市民及び市民活動団体の特性を活かし、一定期間継続的に行政が協力して事業を実施する形態です。

例) 市民による道路清掃活動 (アダプト制度^{*3}) など

(2) 後援

- ・市民活動団体が主催する事業等に対して、行政が趣旨に賛同して、開催を支援する形態です。これにより、社会的信用性が保てることから、事業を効果的に実施することができます。

例) 各種講座、講演会など

(3) 補助

- ・市民活動団体が自主的に取り組む事業に対して、公益上必要であると認められる場合、行政が活動資金を支援する形態です。

例) 各種補助金による支援など

(4) 共催

- ・市民及び市民活動団体と行政の双方が、主体的な立場で協力して事業を実施する形態です。それぞれの知識・経験や人的ネットワーク、資源を持ち寄り市民や市民活動団体の視点で事業を企画・実施することができます。

例) シンポジウム、講演会など

(5) 委託

- ・従来、行政が実施していた事業を市民団体等が実施する形態。これにより市民が持つ特性を活かし、きめ細かな質の高い事業が実施できます。

例) 国際交流事業、公の施設管理・運営など

■今後協働業務として考えられる事例

事業名	内容
図書館の窓口や本の整理	本の貸し出し、本の整理及び館内案内
捨て看板、ビラ等の撤去	捨て看板等の撤去、ビラ等の回収

*3 アダプト(Adopt)とは、「養子縁組をする」という意味。市が管理する公園や道路、河川、空き地などの公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的に美化活動をしていただく制度のことです。

公園や広場の美化活動	安心・安全の視点に立った、公園の美化活動、景観づくり
各種イベント協力	市の事業啓発等のキャンペーンに協力
各種事業等の運営	事業・講座等の企画・立案・運営

3 協働を進めるための役割

自らまちづくりの主体として協働事業に参加し、「協働のまちづくり」を推進するためには、それぞれの主体が次のような役割を担うことが大切です。

(1) 市民（個人）の役割

- ・ 市民活動・社会貢献活動への参加
自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に活かすことが大切です。
- ・ 地域活動への参加
一人ひとりが、地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動（町内会活動等）に積極的に参加することが大切です。
- ・ 情報の収集
まちづくりに関する各種イベントや行政が開催する説明会など、さまざまな「場」に積極的に参加し、まちの情報を収集することが大切です。

(2) 町内会などの地域コミュニティの役割

- ・ 地域の中での組織づくり
市民の一番身近な生活の場として、町内会・自治会は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っているため、さらなる組織の強化が大切です。
- ・ 住民同士の交流
少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が次第に失われつつあります。住民が参加できる催しを開催し、住民同士の交流機会を提供することが大切です。
- ・ 地域の課題解決
多様化、複雑化する市民ニーズや地域の課題に対して行政サービスだけでは対応が難しくなっています。今後は地域の課題について自ら考え、行動し、解決していくことが大切です。

(3) NPOや市民活動団体の役割

- ・ 専門的知識や情報の活用
自らが持っている専門的知識や情報、経験をさまざまな機会に活用することが大切です。
- ・ 活動の場の提供
自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供することが大切です。
- ・ 活動の強化拡大
色々な催しに参加したり、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが大切です。

(4) 企業の役割

- ・ まちづくりへの参画
これからは企業も地域の一員として、積極的にまちづくりに参画していくことが大切です。
- ・ 社会貢献活動のための環境づくり
ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動しやすい環境を整備することが大切です。
- ・ 地域活動・市民活動への支援
町内会、自治会等の地域活動や市民団体の活動に対して、人的な支援のほか、持っている情報や技術、知識・経験等を提供し、活動を支援することが大切です。

(5) 行政の役割

- ・ 情報の提供・共有
市民活動やまちの状況を的確に把握し、市の事業計画や進捗状況などとともに情報提供し、市民及び市民活動団体と行政がそれぞれ所有する情報を相互に提供し、共有します。
- ・ 人材の育成
各種研修会などの学習の場を提供して、市民や職員に必要な知識を習得してもらい、協働の担い手を発掘し育てます。
- ・ 職員の協働意識の醸成
市民と協働を推進するためには、職員一人ひとりが、「公共」や「公益」を担うのは行政だけでなく、それらは市民との協働の上に成り立つという協働意識の醸成に努めます。

- ・協働の啓発

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、あらゆる機会を通じて、協働事業のPRや啓発をしていきます。

4 協働への実務

(1) 選定の方法

協働事業の実施にあたっては、行政が単独で行うよりも、市民活動団体と連携・協力することにより、相乗効果が高まる公益的・社会貢献的な事業等を選定するという考え方が基本です。

また、「業務委託」、「事業費補助」など公費の投入を伴う協働事業については、原則としてすべて明確な基準の下に相手方の選考を行い、協働事業における透明性と公平性を確保する必要があります。

(2) 協働の評価

市民と行政の協働事業が広く市民に認知され、市民の信頼と支持を確保していくためには、協働事業の透明性を高め、その公益性を重視し、かつ効率性・有効性を多面的に評価するための仕組づくりが必要です。

5 協働契約システムの導入

～協働事業における契約上の考え方～

協働事業を行うにあたって行政と市民活動団体等が取り交わす「委託契約」は、従来、行政が事業主体であり、市民活動団体等は事業を実施するが権利や主体性が限られていました。

このような形態を根本的に見直し、市民活動団体等と行政の主体性、権利、責任等をさらに研究し、双方が対等な立場である協働契約の実現を目指し、協働事業の契約において基本となる「協働契約書」の確立について調査研究します。

6 行政パートナー制度について

平成15年8月より行政パートナー制度を導入し、一定の成果が得られた一方で、協働の意識や継続性についての課題もありました。

しかし、この間変化する行政需要や「新しい公共」の考え方、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入等、そのあり方が大きく変化している今日、行政パートナー制度を再検証し、市民サービスの更なる向上を目的とした見直しを行います。

なお、志木市行財政再生プランに基づいた行政の安定化へ向けて、新たな市民協働の中で、多様な協働の形態を図ります。